

一般社団法人 日本専門看護師協議会 監事選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本専門看護師協議会の定款第5章22条の規定に基づき、監事選出に関し必要な事項を定めるものである。

(選挙権)

第2条 正会員は選挙権を有する。

2 この選挙の選挙人は、正会員歴が原則として3年以上の者で、告示により定められた日までに当該年度の会費を納入している正会員とする。ただし、期日までに会費が未納である者、正会員でなくなった者、及び住所不明者を除くものとする。

(被選挙権)

第3条 この選挙の被選挙人は、正会員かつ理事（役員）経験者とする。

(異動予告)

第4条 選挙人は、連絡先に変更があるときには、選挙管理委員会が定める期日以前に限り、届け出により連絡先を変更できるものとする。

(投票)

第5条 投票は被選挙人一覧から1名を選出する。

(当選者)

第6条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。

2. 定数に達する順位の方が同じ専門分野の場合は、異なる専門分野で得票数の多い者から順に決定する。

3. 定数に達する順位の方が複数のときは、会員歴の長い順とし、会員歴が同等の場合は生年月日が早いものとする。

4. 監事選挙と社員（評議員）選挙のいずれにも選出された場合は、監事の任を優先するものとする。

(選任)

第7条 監事は、社員（評議員）総会により承認されるものとする。

2. 監事は、評議員を兼ねるものとする。

(欠員の補充)

第8条 監事に欠員を生じたときは、監事選挙における次点者をもって補充する。

2. 前項によって監事を補充したときは、代表理事は、速やかにこれを公示する。

(選出規程の変更)

第9条 この選出規程は、理事会の議を経、社員（評議員）総会の承認を得なければ変更することができない。

(附則)

この選出規程は、平成30年9月19日から施行する。